

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者
代表者氏名

組合等資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 3 項第 1 号による市街地再開発事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付金の額 金 円也

2 貸付対象地区 地区（施行者名）

[償還表]

3 借入金は、次のとおり、各償還期日までに一括して支払います。

貸付金交付予定時期	償 還 金 額	償 還 期 日
年 月 日	金 円	年 月 日
年 月 日	金 円	年 月 日

4 別紙に定める貸付条件に従います。

(別紙 担保を設定する場合)

第1条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、春日井市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に春日井市にその旨報告し、本文3の規定にかかわらず、春日井市に対して組合等資金貸付金の全部又は一部を春日井市の指定する日までに繰上償還します。

(1) 事業が終了した場合

(2) 組合が解散した場合

(3) その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第3条 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日又は第1条により春日井市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第4条 春日井市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行なったときは、その請求に応じます。

(1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったとき。

(3) 第5条から第8条までの定めに反したとき。

2 春日井市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに春日井市に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行なう必要が生じた場合

第6条 毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月20日）までに春日井市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を春日井市に提出します。

2 春日井市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第7条 債務者は、春日井市に担保物件を提供します。

2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて春日井市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第8条 春日井市において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第9条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第7条第1項の担保物件に係る春日井市の有する権利が直ちに実行されても異議ありません。

(別紙 連帯保証人を立てる場合)

第1条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、春日井市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に春日井市にその旨報告し、本文3の規定にかかわらず、春日井市に対して組合等資金貸付金の全部又は一部を春日井市の指定する日までに繰上償還します。

(1) 事業が終了した場合

(2) 組合が解散した場合

(3) その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第3条 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日又は第1条により春日井市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第4条 春日井市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

(1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったとき。

(3) 第5条、第6条、第8条又は第9条の定め に反したとき。

2 春日井市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行なった場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに春日井市に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行なう必要が生じた場合

第6条 毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月20日）までに春日井市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を春日井市に提出します。

2 春日井市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第8条 債務者又は保証人は、春日井市が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて春日井市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第9条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに春日井市に保証人変更申請書を提出します。

2 春日井市において、保証人が不适当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第8条第1項の担保物件に係る春日井市の有する権利が存するときは、直ちに実行されても異議ありません。

第2号様式(第5条関係)

組合等資金貸付金事業計画書

地方公共団体名		春日井市		(単位:千円)	
地区名		勝川		勝川地区市街地再開発事業	
		全体計画	前年度まで	施行者名 今年度	スケジュール
工 事 費					
	調査設計計画費				事業期間
	事業計画作成費				年月日～年月日
	地盤調査費				
	建築設計費				
	権利変換計画作成費				①都市計画決定
	土地整備費				年月日
	除却・整地費				②組合設立認可(組合のみ)
	仮設店舗設置費				年月日
	用地費及び補償費				③事業計画認可
	用地補償費				年月日
	建物補償費				④権利変換計画認可
	損失補償費				年月日
	本工事費				⑤工事着工
	公共施設本工事費				年月日
	施設建築物本工事費				⑥工事完了
	その他工事費				年月日
	その他				
事務費					
	小 計				
借入金利子					
	合 計(A)				
	貸付限度額(A×1/2)				
	貸付予定額(国の貸付額)	()	()	()	()

(注)位置図、区域図、現況図、施設建築物計画図(配置図、基準階平面図、縦断面図)を添付すること。

第3号様式(第5条関係)

組合等資金貸付金資金計画書

地方公共団体		春日井市					(単位:千円)	
地区名	勝川	勝川	施行者名	川地区市街地再開発組合	合計(a+b+c)	前年度まで(a)	今年度(b)	次年度以降(c)
前年度からの繰越額								
資金収入	保留床処分金							
	賦課金・分担金							
	公共施設管理者負担金							
	補助・助成金							
	借入金	組合等資金貸付金借入金						
		日本政策投資銀行・住宅金融公庫等からの借入金						
		その他の借入金						
	その他							
	合計	計(A)						
	工事費事務費合計							
資金支出	借入金償還	組合等資金貸付金借入金						
		日本政策投資銀行・住宅金融公庫等からの借入金						
		その他の借入金						
		利子分						
	その他							
合計		計(B)						
後年度への繰越金(A-B)								

(注)

1. 保留床処分金欄には、参加組合員負担金を含めて記入すること。
2. 資金収入及び資金支出欄中その他借入欄には、事業協力者の立替金を含めて記入すること。
3. 資金支出欄中工事費事務費合計欄は、第2号様式の小計欄と整合をとること。

○日本政策投資銀行・住宅金融公庫等からの借入金及びその他の借入金内訳

借入先	借入金額	借入年月	利率	償還期間 (据置期間)	償還方法	備考
		年月	%	年 (年)		
合計						

第 4 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

組合等資金貸付金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった組合等資金貸付金の貸付けについて、次のとおり決定したので通知します。

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 償還期日その他の貸付条件は、年 月 日付け貸付申請書記載の
とおりとする。

第 5 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

代表者氏名

組合等資金貸付金支払請求書

年 月 日付け 第 号で貸付の決定を受けた貸付金について、次のとおり請求します。

支払請求金額	金	円也
内訳 (1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
差引 (1) - (2)		円

振込先

銀行

支店

口座種別

口座番号

口座名義

第6号様式（第5条関係）＜担保を設定する場合＞

組合等資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第1号による市街地再開発事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借入金は、次のとおり、償還期日までに一括して支払います。

償 還 金 額	償 還 期 日
金 円	年 月 日

第2条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、春日井市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に春日井市にその旨報告し、第1条の規定にかかわらず、春日井市に対して組合等資金貸付金の全部又は一部を春日井市の指定する日までに繰上償還します。

- (1) 事業が終了した場合
- (2) 組合等が解散した場合
- (3) その他の事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により春日井市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 春日井市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目

的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

(3) 第6条から第9条までの定めに反したとき。

2 春日井市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに春日井市に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第7条 毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月20日）までに春日井市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を春日井市に提出します。

2 春日井市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借入の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第8条 債務者は、春日井市に担保物件を提供します。

2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて春日井市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第9条 春日井市において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第8条第1項の担保物件に係る春日井市の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

年 月 日

債務者

代表者住所

代表者氏名

印

第6号様式（第5条関係）＜連帯保証人を立てる場合＞

組合等資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第1号による市街地再開発事業に要する資金として確かに借用しました。
つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借入金は、次のとおり、償還期日までに一括して支払います。

償 還 金 額	償 還 期 日
金 円	年 月 日

第2条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、春日井市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に春日井市にその旨報告し、第1条の規定にかかわらず、春日井市に対して組合等資金貸付金の全部又は一部を春日井市の指定する日までに繰上償還します。

- (1) 事業が終了した場合
- (2) 組合等が解散した場合
- (3) その他の事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により春日井市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 春日井市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の

目的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

(3) 第6条、第7条、第9条又は第10条の定めに反したとき。

2 春日井市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに春日井市に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第7条 毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月20日）までに春日井市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を春日井市に提出します。

2 春日井市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借入の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第8条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第9条 債務者又は保証人は、春日井市が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて春日井市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第10条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに春日井市に保証人変更申請書を提出します。

2 春日井市において、保証人が不适当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第11条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第9条第1項の担保物件に係る春日井市の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

年 月 日

債務者

代表者住所

代表者氏名

印

保証人

住所

氏名

印

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

代表者氏名

印

組合等資金貸付金繰上償還申込書

年 月 日付け 第 号で貸付の決定を受けた貸付金について、
次のとおり繰上償還したいので申し込みます。

1 繰上償還の事由

2 繰上償還の額 金 円

3 繰上償還の期日 年 月 日

4 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象施行者名

5 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

6 改定償還計画

償還金額	償還期日	償還後未償還残高
金 円	年 月 日	金 円
金 円	年 月 日	金 円

第 8 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

組合等資金貸付金繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号で繰上償還の申込みがあった貸付金について、次のとおり繰上償還されたく通知します。

記

- 1 繰上償還すべき額 金 円
- 2 繰上償還の期日 年 月 日
- 3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象施行者名
- 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 6 改定償還計画

償還金額	償還期日	償還後未償還残高
金 円	年 月 日	金 円
金 円	年 月 日	金 円

第9号様式(第10条関係)

組合等資金貸付金実績報告書

地方公共団体

(単位:千円)

地 区 名		施行者名		スケジュール	
全体計画		前年度計画		今年度以降	
工 事 費	調査設計計画費				事業期間
	事業計画作成費				年 月 日～年 月 日
	地盤調査費				
	建築設計費				
	権利変換計画作成費				①都市計画決定
	土地整備費				年 月 日
	除却・整地費				②組合設立認可(組合のみ)
	仮設店舗設置費				年 月 日
	用地費及び補償費				③事業計画認可
	用地補償費				年 月 日
本 工 事 費	建物補償費				④権利変換計画認可
	損失補償費				年 月 日
	工事費				⑤工事着工
	公共施設本工事費				年 月 日
	施設建築物本工事費				⑥工事完了
そ の 他	その他工事費				年 月 日
	その他				
	事 務 費				
	小 計				
	借入金利子				
合 計(A)					
貸付限度額(A×1/2)					
貸付予定額(国の貸付額)		()	()	()	()

第10号様式(第10条関係)

組合等資金貸付金資金調書

地方公共団体		地区名	施行者名	合計 (a+b+c)	前々年度まで (a)	前年度貸付決定	前年度 (b)	今年度以降 (c)	備考
資金収入	前年度からの繰越額								
	保留床処分金								
	賦課金・分担金								
	公共施設管理者負担金								
	補助・助成金								
	借入金								
	組合等資金貸付金借入金								
	日本政策投資銀行・住宅金融公庫等からの借入金								
	その他の借入金								
	その他								
資金支出	合 計 (A)								
	工事費事務費合計								
	借入金償還								
	組合等資金貸付金借入金								
	日本政策投資銀行・住宅金融公庫等からの借入金								
	その他の借入金								
	利子分								
	その他								
	合 計 (B)								
	後年度への繰越金(A-B)								

(注)

1. 保留床処分金欄には、参加組合員負担金を含めて記入すること。
2. 前年度貸付決定欄には、前年度に組合等事業資金貸付金の貸付決定を受けた場合のみ記入すること。
3. 収入及び支出欄中その他借入金欄には、事業協力者の立替金を含めて記入すること。
4. 資金支出欄中工事費事務費合計欄は、第9号様式の小計欄と整合をとること。

○ 日本政策投資銀行・住宅金融公庫等からの借入金及びその他の借入金内訳

借入先	借入金額	借入年月	利率	償還期間 (据置期間)	償還方法	備考
		年 月	%	(年)		
合 計						

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者
代表者氏名

法人等保留床取得資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 3 項第 2 号による保留床取得に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象地区 地区（法人の名前）
- 3 貸付金交付予定時期 年 月 日（ 円）

〔償還表〕

- 4 借入金は、 年 月 日まで据え置き、以降 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記償還表のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日			償還金額	
1	年	月 日	金	円
2	年	月 日	金	円
合 計			金	円

- 5 別紙に定める貸付条件に従います。

(別紙 担保を設定する場合)

第1条 保留床取得（以下「取得」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、春日井市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第2条 法人の解散等事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に春日井市にその旨を報告し、本文4にかかわらず、春日井市に対して借入金を春日井市の指定する日までに繰上償還します。

第3条 借入金によって取得した保留床の全部又は一部を譲渡する場合には、春日井市に対して当該保留床に係る借入金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。

2 前項において、借入金に係る保留床の一部について譲渡をしたときは、借入金の総額に借入金によって取得した保留床の価額に対する当該譲渡をした部分の価額の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額と当該譲渡をした日から起算して30日以内に本文4により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。

3 前項による償還を行う場合における春日井市に対する借入金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。

第4条 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日、第1条により春日井市が指定する日又は前条第1項の規定により保留床を譲渡した日から起算して30日後の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 春日井市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

(1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったとき。

(3) 第6条から第13条の定めに反したとき。

2 春日井市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに春日井市に報告し、その指示に従います。

(1) 取得を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 取得が予定の期間内に完了しない場合又は取得が困難となった場合

(3) 取得計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

(4) 借入金の償還が完了するまでの間に資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第7条 法人保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書を翌年度の4月20日までに春日井市に提出します。

2 春日井市において、取得の進捗が不十分であると認め、又は取得の実績が借入の目的若しくは取得計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第8条 借入金の償還が完了するまでの間、借入金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、春日井市に保留床管理処分計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

第9条 借入金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに、法人保留床取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを、春日井市に提出します。

第10条 借入金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第6条第4号に係るものを除く。）又は保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかに春日井市に報告します。

第11条 国又は春日井市において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借入金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借入金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第12条 債務者は、春日井市に担保物件を提供します。

2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて春日井市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を履行します。

第13条 春日井市において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第14条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第12条第1項の担保物件に係る春日井市の有する権利が直ちに実行されても異議ありません。

(別紙 連帯保証人を立てる場合)

第1条 保留床取得（以下「取得」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、春日井市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第2条 法人の解散等事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に春日井市にその旨を報告し、本文4にかかわらず、春日井市に対して借入金を春日井市の指定する日までに繰上償還します。

第3条 借入金によって取得した保留床の全部又は一部を譲渡する場合には、春日井市に対して当該保留床に係る借入金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。

2 前項において、借入金に係る保留床の一部について譲渡をしたときは、借入金の総額に借入金によって取得した保留床の価額に対する当該譲渡をした部分の価額の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額と当該譲渡をした日から起算して30日以内に本文4により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。

3 前項による償還を行う場合における春日井市に対する借入金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。

第4条 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日、第1条により春日井市が指定する日又は前条第1項の規定により保留床を譲渡した日から起算して30日後の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 春日井市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

(1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったとき。

(3) 第6条から第11条まで、第13条又は第14条の定めに反したとき。

2 春日井市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに春日井市に報告し、その指示に従います。

(1) 取得を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 取得が予定の期間内に完了しない場合又は取得が困難となった場合

(3) 取得計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

(4) 借入金の償還が完了するまでの間に資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第7条 法人保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書を翌年度の4月20日までに春日井市に提出します。

2 春日井市において、取得の進捗が不十分であると認め、又は取得の実績が借入の目的若しくは取得計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第8条 借入金の償還が完了するまでの間、借入金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、春日井市に保留床管理処分計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

第9条 借入金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに、法人保留床取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを、春日井市に提出します。

第10条 借入金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第6条第4号に係るものを除く。）又は保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかに春日井市に報告します。

第11条 国又は春日井市において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借入金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借入金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第12条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第13条 債務者又は保証人は、春日井市が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて春日井市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を履行します。

第14条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに春日井市に保証人変更申請書を提出します。

2 春日井市において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第15条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第13条第1項の担保物件に係る春日井市の有する権利が存するときは、直ちに実行されても異議ありま

せん。

第12号様式（第16条関係）

法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画書

1 総括表

(単位：㎡、千円)

地区名	法人名	前年度まで	年度	翌年度以降	計	備考
		保留床取得面積				
		保留床取得総額				
		貸付限度額				
		借入予定額				

2 詳細調査

(単位：㎡、千円)

地区名	面積（千㎡）	平均単価（千円／㎡）	価額（千円）	貸付限度額（千円）	貸付額（国貸付額）（千円）	備考
年度取得予定保留床						
建築物分						
敷地分						
価格設定根拠						
保留床取得形態						
公募の（予定）時期						
公募の対象						
公募の方法						

(注)

- 1 価額設定根拠欄には、原価、権利床価額との関係等、価額の設定根拠を示すこと。必要に応じて別添の説明資料を添付すること。
- 2 保留床取得形態欄には、施行者に帰属する保留床を取得、参加組合員・特定事業参加者の取り分として取得、特定建築者の取り分として取得のいずれかを記入すること。
- 3 公募の対象欄には、保留床取得者の公募、参加組合員・特定事業参加者の公募、特定建築者の公募のいずれかを記入すること。
- 4 公募の方法欄には、公報、掲示のいずれかを記入すること。
- 5 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面を添付すること。

法人等保留床取得資金貸付金業務等調書

（ 年 月 日現在）

都道府県名		市町村名	
地 区 名			
市街地再開発事業施行者			
法 人 名			
所 在 地			
代表者氏名			

設 立 年	年		
業 務 内 容			
事業への参画形態			
資 本 金	百万円		
出 資 者	出 資 額	出 資 比 率	備 考
施行者（組合の場合は組合員）の合計	千円	%	
地方公共団体（公共団体施行事業の場合は施行者以外の地方公共団体）	千円	%	
そ の 他	千円	%	
合 計	千円	100 %	

(注)

- 1 管理法人の事業参画形態欄には、参加組合員・特定事業参加者、特定建築者、左記以外の保留床取得（予定）者のいずれかを記入すること。
- 2 法人の登記事項証明書の写し及び定款を添付すること。

第14号様式(第16条関係)

法人等保留未取得資金貸付金收支計畫書

1 法人保留床賃貸等資金計画書

地方公共団体名		
地区名	法人名	目
項		
調達資金（A）		
繰越金　a	-	
自己資金　b		
経常収入　c		
賃料		
更新料等		
雑収入		
借入金　d		
長期借入金		
法人本部所取得貸付金借入金		
日本政策投資銀行・住宅金融公庫等借入金		
市中銀行借入金		
その他借入金		
保証金		
敷金		
所要資金（B）		
購入費・工事費　e		
開業費　f		
管理費　g		
公租公課		
保険料		
修繕費		
経費（人件費等）		
金利　h		
借入金元本返済　i		
長期借入返済		
法人本部所取得貸付金借入金		
日本政策投資銀行・住宅金融公庫等借入金		
市中銀行借入金		
その他借入金		
保証金返済		
敷金返済		
その他支出　j		
納税引当金・法人税　o		
差引余剰金　（A－B）		

2 損益計算書

(単位：千円)

項 目	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
償却前利益 i = c - g - h - j		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
償却費 m																											
建物償却費																											
設備償却費																											
その他償却費																											
当期利益 n = l - m																											
納税引当金・法人税 o																											
税引後利益 p = n - o																											
累積利益																											

3 借入金残高

(単位：千円)

項 目	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
借入金残高		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
長期借入金																											
法人保留床取得資金貸付金借入金																											
日本政策投資銀行・住宅金融公庫借入金																											
市中銀行借入金																											
その他借入金																											
保証金																											
敷金																											

(注)

- 法人保留床取得資金貸付金により取得した保留床の賃貸等に係る収支計画を記入すること。
- 法人の予算書を添付すること。

第15号様式（第16条関係）

法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分方針

1 取得保留床の内容

取得時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	合 計
面 積 (㎡)				
用 途				
権 利 形 態				
備 考				

2 取得保留床の賃貸等に関する内容

				合 計
面 積 (㎡)				
賃貸等の相手方				
賃貸等の時期				
賃貸等の条件 (賃貸等価格) (その他条件)				
備 考				

(注)

- 1 賃貸価格等の設定根拠を備考欄に記入すること。必要に応じて別添資料を添付すること。
- 2 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面を添付すること。
- 3 譲渡を予定する場合は、譲渡の方針について記入し、備考欄に譲渡予定である旨を明記すること。

第16号様式（第16条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

春日井市長

法人等保留床取得資金貸付金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった法人等保留床取得資金貸付金の貸付けについて、
次のとおり決定したので通知します。

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 償還期日その他の貸付条件は、 年 月 日付け貸付申請書記載のとおりとする。

第17号様式（第16条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

請求者

代表者氏名

法人等保留床取得資金貸付金支払請求書

年 月 日付け 第 号で貸付の決定を受けた貸付金について、次のとおり請求します。

支払請求金額	金	円也
内訳 (1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
差引 (1) - (2)		円

振込先

銀行	支店	口座種別
		口座番号
		口座名義

第18号様式（第16条関係）＜担保を設定する場合＞

法人等保留床取得資金貸付金借用証書

金

円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第2号による保留床取得に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借付金は、 年 月 日まで据え置き、以降 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日			償還金額	
1	年	月 日	金	円
2	年	月 日	金	円
合 計			金	円

第2条 保留床取得（以下「取得」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、春日井市の指定する日までに借付金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 法人の解散等事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に春日井市にその旨を報告し、第1条にかかわらず、春日井市に対して借付金を春日井市の指定する日までに繰上償還します。

第4条 借付金によって取得した保留床の全部又は一部を譲渡する場合には、春日井市に対して当該保留床に係る借付金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。

2 前項において、借付金に係る保留床の一部について譲渡をしたときは、借付金の総額に借付金によって取得した保留床の価額に対する当該譲渡をした部分の価額の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額と当該譲渡をした日から起算して30日以内に第1条により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。

3 前項による償還を行う場合における春日井市に対する借付金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。

第5条 借付金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日、第2条により春日井市が指定する日又は第4条第1項の規定により保留床を譲渡した日から起算し

て30日後の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第6条 春日井市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は、年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。
- (2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- (3) 第7条から第14条の定めにしたがったとき。

2 春日井市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに春日井市に報告し、その指示に従います。

- (1) 取得を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 取得が予定の期間内に完了しない場合又は取得が困難となった場合
- (3) 取得計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合
- (4) 借入金の償還が完了するまでの間に資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第8条 法人保留床取得資金実績報告書を翌年度の4月20日までに春日井市に提出します。

2 春日井市において、取得の進捗が不十分であると認め、又は取得の実績が借入の目的若しくは取得計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第9条 借入金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、春日井市に保留床管理処分計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

第10条 借入金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに、法人保留床取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを、春日井市に提出します。

第11条 借入金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第7条第4号に係るものを除く。）又は保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかに春日井市に報告します。

第12条 国又は春日井市において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借入金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借入金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第13条 債務者は、春日井市に別に定める担保物件を提供します。

2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて春日井市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を履行します。

第14条 春日井市において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第15条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第13条第1項の担保物件に係る春日井市の有する権利が直ちに実行されても異議ありません。

年 月 日

債務者

代表者住所

代表者氏名

印

第18号様式（第16条関係）＜連帯保証人を立てる場合＞

法人等保留床取得資金貸付金借用証書

金

円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第2号による保留床取得に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整初第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借入金は、 年 月 日まで据え置き、以降 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日			償還金額	
1	年	月 日	金	円
2	年	月 日	金	円
合 計			金	円

第2条 保留床取得（以下「取得」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、春日井市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 法人の解散等事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に春日井市にその旨を報告し、第1条にかかわらず、春日井市に対して借入金を春日井市の指定する日までに繰上償還します。

第4条 借入金によって取得した保留床の全部又は一部を譲渡する場合には、春日井市に対して当該保留床に係る借入金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。

2 前項において、借入金に係る保留床の一部について譲渡をしたときは、借入金の総額に借入金によって取得した保留床の価額に対する当該譲渡をした部分の価額の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額と当該譲渡をした日から起算して30日以内に第1条により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。

3 前項による償還を行う場合における春日井市に対する借入金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。

第5条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日、第2条により春日井市が指定する日又は第4条第1項の規定により保留床を譲渡した日から起算して30日後の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金

額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第6条 春日井市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

(1) 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は、年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

(3) 第7条から第14条の定めに反したとき。

2 春日井市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに春日井市に報告し、その指示に従います。

(1) 取得を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 取得が予定の期間内に完了しない場合又は取得が困難となった場合

(3) 取得計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

(4) 借入金の償還が完了するまでの間に資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第8条 法人保留床取得資金実績報告書を翌年度の4月20日までに春日井市に提出します。

2 春日井市において、取得の進捗が不十分であると認め、又は取得の実績が借入の目的若しくは取得計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第9条 借入金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、春日井市に保留床管理处分計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

第10条 借入金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに、法人保留床取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを、春日井市に提出します。

第11条 借入金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第7条第4号に係るものを除く。）又は保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかに春日井市に報告します。

第12条 国又は春日井市において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借入金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借入金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第13条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第14条 債権者又は保証人は、春日井市が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

2 債権者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて春日井市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を履行します。

第15条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適

当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに春日井市に保証人変更申請書を提出します。

2 春日井市において、保証人が不適當となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第16条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第14条第1項の担保物件に係る春日井市の有する権利が存するときは、直ちに実行されても異議ありません。

年 月 日

債務者

代表者住所

代表者氏名

印

保証人

住所

氏名

印

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者
代表者氏名

印

法人等保留床取得資金貸付金繰上償還申込書

年 月 日付け 第 号で貸付の決定を受けた貸付金について、次のとおり繰上償還したいので申し込みます。

1 繰上償還の事由

2 繰上償還の額 金 円

3 繰上償還の期日 年 月 日

4 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象法人名

5 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

6 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
1 年 月 日	金 円	金 円
2 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

第 年 月 日 号

様

春日井市長

印

法人等保留床取得資金貸付金繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号で繰上償還の申し込みがあった貸付金について、次のとおり繰上償還されたく通知します。

- 1 繰上償還すべき額 金 円
- 2 繰上償還の期日 年 月 日
- 3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象法人名
- 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

5 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
1 年 月 日	金 円	金 円
2 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

第21号様式 (第21条関係)

法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書

1 借入交付年月日及び金額

第 1 回	年	月	日	円
第 回	年	月	日	円
小 計				円
前年度からの繰越額				円
合 計				円
当年度中に取得した保留床の価額				円
(貸付金による買い取り分)				円
次年度繰越額				円

2 保留床取得状況

地方公共団体名	法人名		前年度まで	年度計画	年度実績	翌年度以降	計	備考
			保留床取得面積					
			保留床取得総額					
			貸付限度額					
			借 入 額					

(単位：㎡、千円)

3 詳細調査書

地区名	面積 (千㎡)	平均単価 (千円/㎡)	価額 (千円)	貸付限度額 (千円)	借入額 (国貸付額・千円)	備考
年度取得保留床						
建築物分						
敷地分						
保留床取得形態						
公募の (予定) 時期						
公募の対象						
公募の方法						

(注)

- 1 取得価額を証明する書類を添付すること。
- 2 保留床取得形態欄には、施行者に帰属する保留床を取得、参加組員・特定事業参加者の取り分として取得、特定建築者の取り分として取得のいずれかを記入すること。
- 3 公募の対象欄には、保留床取得者の公募、参加組員・特定事業参加者の公募、特定建築者の公募のいずれかを記入すること。
- 4 公募の方法欄には、公報、掲示のいずれかを記入すること。
- 5 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面を添付すること。

（宛先）春日井市長

申請者
代表者氏名

法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分計画承認申請書

法人等保留床取得資金貸付金により取得した保留床について、下記のとおり管理処分計画を承認されたく申請します。

記

管理処分計画

地区名			法人名			
借入年月日			借入額			
賃貸・譲渡 対象保留床 面積	取得に要した費用等の額及び内訳	賃貸又は 譲渡の別	賃貸・譲渡の相手方	賃貸・譲渡の予定 時期・期間	譲渡の価額又は賃料	用 途
	円			年月日～ 年月日	円 (円/月)	
賃貸・譲渡価額の算出方法						
その他賃貸・譲渡の条件等						

(注)

- 1 「取得に要した費用等の額及び内訳」は、それぞれ資金調達費用、事務費等、管理等の内訳を記入すること。
- 2 「その他賃貸・譲渡の条件等」は、賃貸・譲渡に際して相手方に課す条件等を記入すること。
- 3 位置図、区域図、取得対象、賃貸・譲渡の対象を示す図面を添付すること。

第23号様式(第24条関係)

法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書(年3月31日現在)

1 保留床管理状況

貸付年月日	年	月	日
貸付金額	円		
取得面積合計	m ²		
賃貸(予定)床面積	m ²		
賃貸中床面積	m ²		
譲渡済床面積	m ²		
その他面積	m ²		

2 管理状況詳細

図面対照番号	面 積	賃貸・譲渡等の別	管理状況	賃貸条件	譲渡の予定	備考
合 計		-	-	-	-	

(注)

- 1 保留床の各部分の管理状況が分かる図面を添付すること。
- 2 「管理状況」欄には、所有者、使用者の名前、用途を記入すること。
- 3 「賃貸条件」欄は、保留床を賃貸している場合にのみ、賃貸価額、賃貸期間その他条件を記入すること。
- 4 位置図、区域図、取得対象部分、賃貸・譲渡の対象を示す図面を添付すること。